令和十四年度まで」に、「平成三十二年度及び平成三十三年度に」を「令和二年度に」に、「、平成三十四年度から平成三十八年度まで」を「、令和三年度にあっては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和四年度から令和八年度まで」に、「第三号」を「第四号」に、「、平成三十九年度から平成四十二年度まで」を「、令和九年度から令和十二年度まで」に、「第四号」を「第五号」に、「平成四十三年度及び平成四十四年度」を「令和十三年度及び令和十四年度」に改め、同項第一号の表中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十四年度」を「令和四年度」に、「平成三十五年度」を「令和五年度」に、「平成三十六年度」を「令和六年度」に、「平成三十七年度」を「令和七年度」に、「平成三十八年度」を「令和八年度」に、「平成三十九年度」を「令和九年度」に、「平成四十年度」を「令和十年度」に、「平成四十一年度」を「令和十一年度」に、「平成四十二年度」を「令和十二年度」に、「平成四十三年度」を「令和十三年度」に、「平成四十四年度」を「令和十四年度」に改め、同項第二号中「平成三十二年度及び平成三十三年度」を「令和二年度分」に改め、同項第四号中「平成三十九年度から平成四十二年度まで」を「令和九年度から令和十二年度まで」に、「九百八十三億八千二百五十万円」を「千六百三十三億四千五十八万二千円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「平成三十四年度から平成三十八年度まで」を「令和四年度から令和八年度まで」に、「千八百十一億千九百万円」を「二千四百六十億七千七百八万二千円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和三年度分の交付税の総額から減額する金額　三千四億四千二百四十八万二千円

附則第十条第三項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十一条第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第十二条の三第一項中「平成三十五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十九条の二及び附則第二十条の二第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正）

2　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第三条の見出し中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第四条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二号

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二十の項中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、同表二十一の項中「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に改め、同条第二項中「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改める。

第十条第三項、第十五条、第十六条第一項及び第二十一条第一項第一号中「豚コレラ、アフリカ豚コレラ」を「豚熱、アフリカ豚熱」に改める。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「（旧法の廃止等）」を付する。

附則第三項を附則第三条とする。

附則第四項中「基く」を「基づく」に改め、同項を附則第四条とする。

附則第五項及び第六項を削り、附則に次の見出し及び六条を加える。

（アフリカ豚熱に関する特例）

第五条　農林水産大臣は、当分の間、アフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合（家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合であつて、当該動物から家畜に伝染することにより家畜においてアフリカ豚熱がまん延するおそれがあるときを含む。）において、第三章（次項の規定により読み替えて適用される第十七条の二の規定に係る部分を除き、第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）並びに次条及び附則第七条の規定により講じられる措置のみによつてはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、アフリカ豚熱の患畜及び疑似患畜（以下この項において「患畜等」という。）以外の家畜であつてもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域を附則第五条指定地域として、また、当該附則第五条指定地域において殺す必要がある家畜（患畜等を除く。）を附則第五条指定家畜として、それぞれ指定することができる。

2　前項の附則第五条指定地域（以下この項において単に「附則第五条指定地域」という。）及び前項の附則第五条指定家畜（以下この項において単に「附則第五条指定家畜」という。）については、附則第五条指定地域及び附則第五条指定家畜の指定を第十七条の二第一項の指定地域及び指定家畜の指定と、附則第五条指定地域を同項の指定地域と、附則第五条指定家畜を指定家畜と、それぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第二項	口蹄疫（ていえき） ものとする	アフリカ豚熱 ものとする。この場合において、家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかつていることが発見された場合（指定地域及び指定家畜の指定の範囲は、当該動物がいけたる場所又はその死体があつた場所の周辺における当該動物の生息その状況、当該動物におけるアフリカ豚熱のまん延の周辺における家畜の病原体の拡散の状況、これらの場所の他の事情を考慮して定めるものとする。衛生管理の状況に係る飼養衛生管理の状況を	
第十七条の二第三項	都道府県知事	都道府県知事（家畜以外の動物がアフリカ豚熱にかかっていることが発見された場合において指定地域及び指定家畜の指定をしようとするときは、当該指定地域を管轄する都道府県知事及び食料・農業・農村政策審議会）	
第十七条の二第八項	第三項	附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される第三項	